



大阪弁護士会災害 復興支援状況報告

災害復興支援委員会 委員長 三木 秀夫

4月号の緊急特集として、東日本大震災後の当会の復興支援活動について4月10日までの報告をいたしました。今回は、その後5月10日までの1ヶ月間の状況を報告いたします。

1. 震災対策ニュースの発行

3月31日に第1号を発行後、4月15日（第2号）及び4月22日（第3号）に発行いたしました。

2. 「がんばろう東北 住民のつどい」での法律相談

4月17日（日）に、大阪市社会福祉研修情報センターにおいて、大阪市内に避難してきた方々を対象に開催された集いに、当会より2名が参加して、無料相談会を実施しました。

3. 電話相談(0120-062545)

平日13時～17時。毎日2時間ずつ計4名に待機して頂いています。5月10日までに累計118件の相談がありました。

4. 来館無料相談 (予約06-6364-1248)

平日13時～16時（予約は9時15分～20時）。毎日1名が待機しています。5月10日までに累計12件の相談がありました。

5. 岩手県被災地巡回相談支援

岩手弁護士会が、毎日10名の体制で行っている三陸方面避難所等での巡回法律相談に、同弁護士会からの要請を受けて、4月11日以降4月30日まで、当会から毎日1名を派遣しました。5月1日から10日までは大阪への派遣要請はありませんが、5月11日から5月31日まで同様に毎日1名を派遣することとなっています。

派遣された会員は、盛岡市内に宿泊した上で、早朝に盛岡駅前で他会からの派遣者と集合し、岩手弁護士会会員の運転する車2台に分乗して、宮古、山田、大槌、大船渡、釜石、陸前高田、田野畑等の避難所に片道約2時間をかけて行き、法律相談を行っています。

6. 宮城県下震災避難所 無料法律相談支援

4月29日から5月1日までの3日間、日弁連と仙台弁護士会からの要請を受けて、近弁連より毎日計21名（うち大阪より毎日10名）を派遣しました（詳細は、高橋司副委員長の報告をご参照下さい）。

7. 研修等

(1) 日弁連U-stream・E-learning研修等

3月23日に「東北地方太平洋地震緊急対策研修会」を放映しました。本研修は、3月31日および4月4日にDVDでの放映も行いました。

4月8日に「東北地方太平洋沖地震対策研修会～原発震災に係る法律業務を行うための基礎知識～福

島原発の現在と将来予測及び放射能汚染の理解」を放映しました。

4月27日に仙台弁護士会に赴く会員対象に行った「震災法律相談研修会」を放映いたしました。

(2) 当会研修

4月25日に大阪弁護士会館2階ホールにて、永井幸寿弁護士（兵庫県）「被災者の声からみえてくるもの～復興のあり方について～」、山中茂樹氏（関西学院大学災害復興制度研究所教授）「東日本大震災～その復興と課題」を実施しました。

(3) 経験交流会

岩手や宮城に派遣された会員と、これから赴く会員との経験交流会を計3回開催しました。

8. 「がんばろう ふくしま!」物産展

風評被害は人権侵害であるとして、同県を応援するべく、理事者の発案で実施されました。当会が飲食店等以外では応援店申請の府下第1号となり、4月20日の役員就任披露会の際、及び4月25日研修会の際に物産展を開催し、売上額全額を福島県に寄付しました。

9. 意見書

当会より、4月7日に「東日本大震災における被災者の生活再建に係る関係法規の運用改善及び法改正に関する緊急意見書」を出しましたが、4月20日に「東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所事故における被災者のうち、債務負担のある者の救済に関する緊急意見書」を出しました。



撮影：田仲美穂会員

宮城県下での被災者相談支援報告

災害復興支援委員会 副委員長 高橋 司

仙台弁護士会が日本弁護士連合会・日本司法支援センターの協力を得て宮城県下の避難場所で行った一斉法律相談（4月29日～5月1日）に、日弁連を通じて近弁連にも協力要請がありました。当会も12人の会員の協力を得て参加して来ました。詳細は別の機会に委ね、概要のみ報告を致します。

避難所

この企画は、517の避難場所で不自由な避難生活を強いられている約7万1100人の避難者（4月17日現在）に、法律的なアドバイス・支援をし、生活再建に役立ててもらおうとの趣旨で企画・実施されたものです。また、その中で、この被害からの生活再建・地域再生に必要な課題を浮き彫りにして、立法提言をするという狙いもあります。趣旨に賛同した各地の弁護士の中から、3日間で延べ305人の弁護士が参加し、3日間合計で1000件弱の法律相談がありました。

近弁連は、5つの市町を担当しました。石巻市、亘理町は、沿岸部が津波の直撃を受けており、沿岸部の被害は目を覆うばかりです。松島町は、日本三景の松島の島々に守られたため、津波の直接の被害は比較的小さかったようですが、それでも多くの方が被害にあっており、より被害が大きかった東松島市からの避難者もおられます。登米市（とめし）と栗原市は内陸部ですが、南三陸町などからの被災者がおられます。

避難所で積極的に相談をする方は多くはありません。しかし、弁護士会で作ったニュースを配るなどして話しかけると、ぼつぼつと話が出て来ます。人生相談のようなものも少なくありませんが、それでもその中から法が助けの手を差し伸べることができそうな話も見つかります。

被災地での相談には、行政からの支援に関するものが多いという特徴があります。罹災証明など、被災者生活再建支援法についての質問などがこれにあた

ります。行政等の支援は日々動きがあり、それをフォローして対応しなければならないという大変さもあります。例えば私が赴いた場所での、「津波で流された家の住宅ローンの減税は今後も続くのか」という質問の回答となる立法措置（被災者がこの減税を受ける場合に当該住宅への居住の要件を外すもの）は、4日前に国会を通して施行されたばかりでした。

近弁連に対する期待として、阪神・淡路大震災の際の「経験値」があります。確かにそれは大きなものですが、相談を聞いていると、しばしば2つの震災の違いを実感します。典型的には「土地」です。阪神・淡路では、通常は「土地」が残っており、それを文字通り地盤として生活再建ができるかが問題でした。しかし、津波の被災者は、「土地」も失っています。物理的には残っていても、「もうそこには住みたくない。住めない。」という声が多く聞かれます。事実上土地が無価値になっているわけであり、それを担保にして再び家を建てるということが難しくなります。「マイナスからのスタート」を一層痛感します。

近弁連の弁護士は、夜はなるべく仙台で一緒に食事をして、現地経済に貢献を図りつつ、情報交換をしました。その中では、一口に「被災地」と言っても、抱える法律問題も違うことも感じました。例えば、「全壊か半壊か」といった相談は、津波でほとんどの家が流された地域には存在しません。逆に比較的被害が軽微な地域では、次のステップに向けた法律問題が生じています。今後のきめ細やかな対応の必要を感じます。また、これから現地に常駐して事件を受任して解決する弁護士も必要になると感じます。

当会としての支援体制について

当会は、今回の震災の発生直前、奇しくも災害復興支援委員会の立ち上げの準備を整えていました。この体制があったことは本当によかったと思います。



撮影：田仲美穂会員

ただ、実際にこのような支援活動に取り組んでみると、いろいろな難しさを感じます。たとえば、この一斉相談を行うことになった場合の協力の打診が近弁連にあったのは4月初めころですが、それが正式に決まったのは、出発のわずか1週間ほど前でした。本当に時間がありませんでした。「仮定」の下で参加希望に応じていただいた会員の方々には、色々とお迷惑をお掛けしました。被災地での支援活動については、「押しかけにならず、要請があつて行くべきである」という命題と、「交通、宿泊、食事などの手配は自分でしなければならぬ。」という命題が課せられていると思います。2つ合わせると、「要請があつた場合には、ただちに自分で用意して行くべきである。」こととなりますが、これはなかなか容易ではありません。会も会員も、普段からの準備が大切と痛感しました。

今回、私は、半ば勝手に「団長」を名乗り、大慌てで準備をしました。随分と色々な遺漏がありましたが、不手際に文句を言わず協力を惜しまなかった参加者の皆様に本当に感謝します。また、宮城に先立ち岩手での法律相談を担当しておられた先生方には、協力をお願いしたところ、事前の交流会を、ほとんど当日のお願いにも関わらず快諾をしていただいたうえ、現地ではわからない問題が生じた場合の「バックアップ」体制を作って下さり、本当に助かりました。大森さん、鬼塚さんを初めとする弁護士会の事務局の皆さんにも大変にお世話になりました。

被災地

石巻・亘理での相談の後、私は津波の被害がひどかった地域を回りました。野次馬はいけないと思いつつも、やはり見ておかなければいけないと思えました。本当に跡形もなく建物が流されています。どの家にも生き生きとした生活があったはずですが、悲しい沈黙が続いています。石巻には、津波と火災の両方の被害にあった小学校がありました。後で調べたところ、この学校の皆さんは全員無事とわかりましたが、どれほど恐ろしかったであろうかと思えました。

こういう地域には、ほとんど人がいません。連休でボランティアの方もたくさん来ているはずですが、そういう力は、比較的早く再建ができそうな地域にまずは注がれているのでしょうか。生存者や遺体の捜索が終わったことを示す「調査済み」という札が貼られています。次の段階の作業への着手は少し先なのでしょう。再建への道のりの遠さを実感します。

ちょうど桜の頃です。石巻に向かう途中の山々では、少し遅い桜が満開でした。

深草の野辺の桜し心あらば 今年ばかりは墨染に咲け

人はそう嘆いても、桜はいつもの年と同じように花をつけます。黙々と生き続ける被災者を無言で励ますように。